

窓・ドアの契約の標準化に向けて 日本サッシ協会からのお願い！

(一社)日本サッシ協会では、窓・ドアを取扱うサッシ販売店様を対象に、毎年アンケート調査を行っていますが、工務店様と販売店様とのお取引に係わる契約の中で、サッシ業界が目指す標準化からは、まだまだ遠い実態が浮き彫りとなっています。

協会では、今後、業界全体の健全な契約適正化と、消費者目線での“価格の透明化”に向けて、工務店様のご理解とご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

契約の標準化に向けた **3**つのお願い



1 販売店様との契約基本条件 の書面合意 (※1)

2 見積書に計上される **製品代と諸経費の分離計上** による製品価格の“透明化” へのご理解 (※2)

3 **注文書・請書**による契約成立の書面化 (※3)

- ※1 サッシ販売店様が、住宅サッシの受注物件を責任を持って履行するためにも、契約範囲の明確化をお願いします。これにより、追加・変更が削減でき、間違いの防止にもつながります。
- ※2 国の指導する価格の透明性を高めるために、工務店様へのお見積書には、諸経費（搬入費、間配費、建付調整費、現場調査費等）を製品代と分離して計上することを、日本サッシ協会は推奨しています。
- ※3 主たる住宅サッシのお取引は、物品販売が主となりますが、その場合も注文書（又はそれに順ずる書面）の発行をお願いいたします。



販売店様の工程別業務管理の基本フロー



近年、住宅サッシは製品が多様化したり、省エネ化などによる窓の重量化、リフォームの増加などの変化に伴い、製品代以外のコストの割合が増加してきております。

また、インターネット販売の普及や木造の官公庁物件も増えつつあり、見積りの内訳明示の要請も多くなってきています。

このような状況の中、今まで以上に、工務店様と販売店様の取引における契約条件、役割を明確にすることは受発注ミスを防止したり、納期管理、配送の合理化を図ることにもつながり、工務店様と販売店様の信頼関係をより強化することになります。

今般、販売店様より工務店様への契約の標準化への取り組みのご依頼があった場合は、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



工務店様と販売店様は、商取引基本契約書の取り交わし及び契約条件の取り決めをお願いします。

毎年11月は国土交通省及び各都道府県の「建設業取引適正化推進月間」並びに経済産業省中小企業庁の「下請取引適正化推進強化月間」です。